

明石市長 丸谷 聡子
（公印省略 市民生活局環境室環境創造課）

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市市民生活局環境室環境創造課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|--------------|--|
| （1）業 務 名 | 人丸小学校・錦城中学校太陽光発電設備整備業務委託 |
| （2）業 務 場 所 | 人丸小学校、錦城中学校 |
| （3）業 務 概 要 | 学校2校における太陽光発電設備導入に係る以下の業務 1式
① 現地調査業務
② 設計及び施工計画作成業務
③ 機器調達及び施工業務
④ 廃棄物の運搬・処分業務
⑤ 施工監理及び進捗管理業務
⑥ その他上記に関する事項 |
| （4）履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から2024年3月31日まで |
| （5）見 積 限 度 額 | 29,800,000円（税抜） |

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- （1）明石市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）本業務に係る適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は求めません。）
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （4）明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- （6）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- （7）公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完

納していること。

- (8) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税））並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2023年7月21日（金）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、市民生活局環境室環境創造課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5786）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 現地の下見

希望する者は、下記のとおり現地下見を実施します。

(1) 下見期間 : 2023年7月27日（木）から8月3日（木）

(2) 受付方法 : 以下の事項を記載（任意様式）のうえ、2023年7月25日（火）
午後1時までにFAXにて申し込むこと。

・業務名、商号又は名称及び代表者職氏名

・現地下見を希望する旨、下見候補日

※候補日は、2日以上を指定すること。（土・日・祝日は不可）

※日毎に、時間帯（終日・午前・午後）を記載すること。（時間指定不可）

・担当者氏名及び部署、連絡先（電話番号、E-mail アドレス）

(3) あて先 : FAX（078-918-5586）

市民生活局環境室環境創造課

公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

(4) 日時決定 : 学校側との協議を踏まえ、市担当者から連絡します。

(5) 下見条件 : 各学校30分程度（現地集合）。当日は、市担当者が案内します。

5 図面データの貸与

希望する者は、下記のとおり図面データを貸与します。

貸与する図面データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできません。また、プロポーザル終了後返却していただきます。

(1) 配布期間 : 2023年7月21日（金）から7月27日（木）午後5時まで

(2) 受付方法 : 以下の事項を記載（任意様式）のうえ、2023年7月27日（木）
午後1時までにFAXにて申し込むこと。

・業務名

・住所、商号又は名称及び代表者職氏名

・図面データ貸与を希望する旨、受取予定日時

・受取者氏名及び部署、連絡先（電話番号、E-mail アドレス）

- (3) あて先 : FAX (078-918-5586)
市民生活局環境室環境創造課
公募型プロポーザル方式契約担当者 宛
- (4) 配布場所 : 〒674-0053 兵庫県明石市大久保町松陰1131
明石クリーンセンター 2階 環境創造課室
- (5) 配布方法 : 電子データで配布（記録媒体（CD-R若しくはDVD-R）は、
市民生活局環境室環境創造課で用意します。）
- (6) 返却方法 : 2023年9月29日（金）5時までに、配布場所へ持参してください。
※配布時及び返却時は、来庁日時、会社名及び来庁者名を受付表に記入いただきます。また、
配布時は、図面データ使用に関する誓約書を記入いただきます。

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5586）により市民生活局環境室環境創造課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。
2023年7月21日（金）から2023年8月3日（木）午後1時まで
- (2) 質問に対する回答
2023年8月9日（水）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

7 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部/様式4）
 - イ 参考見積書（1部原本、7部コピー/様式5）
 - ウ 参考業務費内訳書（表紙）（7部/様式6）
 - エ 参考業務費内訳書（本体）（7部/任意様式）
 - オ 企画提案書（7部/「企画提案書作成要領」参照）
 - カ 公共性（施策反映）評価提出書（7部/「公共性（施策反映）評価について」参照）
 - キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写しも可）に限る。
・個人の場合：その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
・法人の場合：その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
- ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。
 - イ 2023年8月9日（水）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。
 - ウ 提出期限は、2023年8月16日（水）午後5時（必着）です。
〒674-0053 兵庫県明石市大久保町松陰1131
明石市役所市民生活局環境室環境創造課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5586）により明石市役所市民生活局環境室環境創造課へ送信してください。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施日及び場所

- (1) 実施日 2023年8月24日（木）
※参加申請書等の受付終了後に参加者に個別に日時を連絡します。
- (2) 場所 明石クリーンセンター 3階 普及啓発室
- (3) 発表時間 40分（※20分のプレゼンテーションのあと、20分の質疑・応答とします。）
- (4) 説明内容 企画提案内容について、主に以下の事項について説明してください
- ・企画提案の概要
 - ・事業スケジュール
 - ・導入効果試算
 - ・施工体制と役割分担（協力会社を含む）
- なお、提案説明の実施にあたり必要な機材は持参してください。

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

10 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

11 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払
※部分払については、協議により変更できるものとする。

12 契約の締結について

- (1) 受託予定者
審査の結果、選定された提案者は、本業務委託契約の優先交渉権を得たものとし、本業務に係る受託予定者となります。
そのため、受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに明石市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。
- (2) 見積書
参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について
明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 再委託について

契約時点で判明している再委託先があり、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「再委託（変更）承諾申請書」を提出し、承諾を得てください。

(5) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

14 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

15 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの

(13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

16 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲、仕様等）については、別途協議を行い、決定するものとします。
- (9) 提出された企画提案書等は、本業務以外の目的には使用しません。ただし、情報公開請求があったとき、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無償で使用することができるものとします。また、提出された企画提案書等は、複製を作成する場合があります。
- (10) 再委託を行う場合は、契約後、随時再委託承諾申請書を提出していただきます。
- (11) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。